

覚

書

49食流第5079号

環企第50号

昭和49年9月19日

農林省食品流通局消費経済課長

堤 恒 雄

林野庁林産課長

下川 英 雄

厚生省環境衛生局企画課長

此 村 友 一

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項  
の物質を定める政令の制定に際し、下記のとおり了解する。

記

厚生省は、ホルムアルデヒドについて、今後木質系材料を用い

た家庭用品を指定しようとするとき及び当該木質系材料について  
基準を定めようとするとき又は改めようとするときは、生活環境  
審議会の見解をきく前に農林省に協議するものとする。